

新温泉町中小企業 働きやすい職場づくり支援事業費補助金

職場環境の改善に向けて積極的に取り組む中小企業者に対し、新温泉町内に所有する施設を働きやすい環境に整えるために要する経費の一部を交付します。

○補助対象者

- (1) 町内に主たる事業所を有する個人又は法人であること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けた者でないこと。
- (3) 町税の滞納がないこと。

○補助対象事業及び経費、補助金の額等

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	上限額
施設整備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用のトイレ・更衣室等を新設 ・社員用の休憩室・シャワー室の新設 ・男女共同トイレ・更衣室などを男女別に分ける改修 ・既存の女性用トイレを和式トイレから洋式トイレに改修 ・既存のトイレを非水洗トイレから水洗トイレ（洋式）に改修 ・男女兼用トイレを多機能トイレに改修 	<p>新設又は改修に要する経費（ただし、備品のみ購入は対象外とする）</p> <p>※委託工事の場合 対象経費は資材費、工賃を含む</p> <p>※自社工事の場合 対象経費は資材費のみ。人件費等は対象外</p>	補助対象経費の2分の1に相当する額 (1,000未満の端数切捨て)	50万円
制度整備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則及びこれに準ずる規程等の作成又は変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成又は変更を行うために必要な社会保険労務士に対する報酬等（ただし、顧問料及びこれに準ずる経費は除く。） 		10万円

○申請期間

令和7年4月1日から

※予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

○申請方法

次の書類を提出してください。 ※必ず**事業開始前**に申請してください。

- (1) 新温泉町中小企業働きやすい職場づくり支援事業補助金交付申請書
(様式第1号)
- (2) 事業実施計画書
- (3) 見積書の写し
- (4) 工事図面（施設整備支援事業のみ）
- (5) 着手する前の写真（施設整備支援事業のみ）
- (6) 申請する事業所の所在地が確認できる書類の写し
- (7) 町税の滞納がないことが確認できる書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

※申請書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

申請書の送付を希望される方は、役場商工観光課にご連絡ください。

提出・問合せ先（申請窓口）

新温泉町役場 商工観光課 商工振興係 Tel 82-5625